



日・インドネシア経済連携協定改正議定書

(正式名称:経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書)



令和6年(2024年)8月

外務省・財務省・農林水産省・経済産業省

背景

- 2008年7月に発効した日・インドネシア経済連携協定は、原則として協定発効後5年目に一般的な見直しを行う旨を規定。2013年12月に一般的な見直しを開始することで合意し、2015年5月に一般的な見直しの交渉を開始。
- 2023年12月の日インドネシア首脳会談において本議定書の交渉の大筋合意を確認。2024年8月8日に署名。

主な内容

- **インドネシアへの市場アクセスの改善**
 - 自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引下げ
 - 鉄鋼等の特定用途免税制度(※)の改善等
(※自動車生産等の特定の用途のために輸入される製品について免税とする制度)
 - 日本産短粒種米の低関税輸入枠の設定
 - 高層建築物の所有・リースに関する不動産サービス、倉庫サービス及び貨物輸送代理店サービスに関する約束を新規に獲得
- **日本への市場アクセスの改善**
 - 114品目の農水産品等の関税撤廃・引下げ等
- **ルール面での改善**
 - 電子商取引章の追加(情報越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の利用・設置要求の禁止、ソースコードの移転・開示要求の禁止等)
 - 知的財産章の拡充(特許の外国語書面出願手続における利便性確保、地理的表示(GI)関連規定の追加(酒類、農産品等)、国境措置の強化等)
- **その他**
 - 看護師・介護福祉士候補者の受入れ条件の改善等

早期締結の意義

- 物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスの改善に加え、ルール面での改善を含む改正を通じ、協定の内容を拡充。
- ASEANにおいて最大の経済規模を有するインドネシアとの経済関係の促進、ひいては二国間関係全体の更なる緊密化が期待される。

